

京都市上下水道企業管理規程第22号

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成19年3月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を次のように改正する。

第1条第1項から第4項までを次のように改める。

京都市上下水道局（以下「局」という。）に次の表に掲げる部及びセンター、課並びに係を置くとともに、係を置かない課及び係に同表に掲げる係長を置く。

部又はセンターの名称	課の名称	係の名称	係長の職名
総務部	総務課		庶務係長、事業管理係長、調査係長、広報係長、経営企画係長、財産管理係長、営繕係長
	職員課		人事係長、企画係長、給与労政係長、厚生係長、研修係長
	経理課		主計第1係長、主計第2係長、会計係長
	用度課	検収係、契約係	検収係長、契約係長
	営業課		管理係長、料金係長、お客様サービス推進係長
	情報化推進		

	課		
	地域水道課		
水道部	管理課	庶務係, 浄水係, 施設情報係	庶務係長, 浄水係長, 施設情報係長
	企画調整課		計画係長, 技術管理係長
	給水課	事務係, 給水係	事務係長, 給水係長
	配水課	事務係, 配水係, 整備係, 路面復旧係	事務係長, 配水係長, 整備係長, 路面復 旧係長
	工務課	事務係, 設計係, 設備係, 工事係	事務係長, 設計係長, 設備係長, 工事係 長
下水道部	管理課	庶務係, 技術係, 管路情報係, 排水設備係	庶務係長, 技術係長, 管路情報係長, 排 水設備係長
	施設課	事務係, 技術係, 水質指導係	事務係長, 技術係長, 水質指導係長
	計画課		事業係長, 企画係長
	設計課	調整係, 管路第1係, 管路第2係, 施設係, 設備係	調整係長, 管路第1係長, 管路第2係長, 施設係長, 設備係長
水質管理センター	水質第1課		
	水質第2課		

2 総務部に次の表に掲げる事業所及び係を置くとともに、係に同表に掲げる係長を置く。

事業所の名称	係の名称	係長の職名
資器材・防災センター	管財係, 量水器係	管財係長, 量水器係長
東山営業所	お客さまサービス係, 点検係, 料金係, 給水工事係	お客さまサービス係長, 点検係長, 料金係長, 給水工事係長
山科営業所	お客さまサービス係, 点検係, 料金係, 給水工事係	お客さまサービス係長, 点検係長, 料金係長, 給水工事係長
北営業所	お客さまサービス係, 点検係, 料金係, 給水工事係	お客さまサービス係長, 点検係長, 料金係長, 給水工事係長
丸太町営業所	お客さまサービス係, 点検係, 料金係, 給水工事係	お客さまサービス係長, 点検係長, 料金係長, 給水工事係長
右京営業所	お客さまサービス係, 料金係, 給水工事係	お客さまサービス係長, 料金係長, 給水工事係長
西京営業所	お客さまサービス係, 点検係, 料金係, 給水工事係	お客さまサービス係長, 点検係長, 料金係長, 給水工事係長
左京営業所	お客さまサービス係, 点検係, 料金係, 給水工事係	お客さまサービス係長, 点検係長, 料金係長, 給水工事係長
九条営業所	お客さまサービス係,	お客さまサービス係長, 料金係長, 給

	料金係, 給水工事係	水工事係長
伏見営業所	お客さまサービス係, 点検係, 料金係, 給水工事係	お客さまサービス係長, 点検係長, 料金係長, 給水工事係長

3 水道部に次の表に掲げる事業所, 課及び係を置くとともに, 係に同表に掲げる係長を置く。

事業所の 名 称	課の名称	係の名称	係長の職名
配水事務所		事務係	事務係長
	施設第1課	施設係, 工事係, 漏水調査係	施設係長, 工事係長, 漏水調査係長
	施設第2課	施設係	施設係長
蹴上浄水場			
松ヶ崎浄水場			
山之内浄水場			
新山科浄水場			
疏水事務所		管理係, 施設係, 設備係	管理係長, 施設係長, 設備係長
漏水修繕センター		事務係, 技術係	事務係長, 技術係長

4 下水道部に次の表に掲げる事業所, 課及び係を置くとともに, 係に同表に掲げる係長を置く。

事業所の名称	課の名称	係の名称	係長の職名
鳥羽水環境保全	調整課	事務係, 技術係	事務係長, 技術係長

センター	水処理第1課	施設係、処理係	施設係長、処理係長
	水処理第2課	施設第1係、処理第1係、 施設第2係、処理第2係	施設第1係長、処理第1係長、 施設第2係長、処理第2係長
	汚泥処理課	施設係	施設係長
きた管路管理セ ンター		事務係、管理係、 技術係	事務係長、管理係長、技術係長
みなみ管路管理 センター		事務係、管理係、 技術係	事務係長、管理係長、技術係長
ポンプ施設事務 所			
下水道建設事務 所		事務係、管路第1 係、管路第2係、 施設係、設備係	事務係長、管路第1係長、管路 第2係長、施設係長、設備係長
吉祥院水環境保 全センター		施設係、処理係	施設係長、処理係長
伏見水環境保全 センター		施設係、処理係	施設係長、処理係長
石田水環境保全 センター		施設係、処理係	施設係長、処理係長

第1条第5項中「、総務部事業所、水道部事業所及び下水道部事業所」を「及び事業所」に改める。

第1条第6項から第8項までを次のように改める。

6　きた管路管理センターに次の各号の支所を当該各号に掲げる位置に設置する。

(1) 東部支所 京都市左京区川端通丸太町下る下堤町9 4番地8

(2) 八条支所 京都市南区東九条東山王町1 2番地3

7 みなみ管路管理センターに次の各号の支所を当該各号に掲げる位置に設置する。

(1) 山科支所 京都市山科区柳辻草海道町3 5番地2

(2) 西部支所 京都市西京区大枝東長町1番地3 4 3

8 京北地域水道及び特定環境保全公共下水道に係る事務を処理するため、地域水道課に京北分室を置き、京都市右京区京北周山上寺田1番地1に設置する。

第2条第1項中「部長」の右に「，センター，営業所及び事務所に所長，浄水場に場長」を加え、「係に係長」を「支所に支所長」に改め、同条第3項中「又は担当課長」の右に「，センター，営業所及び事務所に担当課長，所長補佐，課長補佐，担当課長補佐又は担当係長，浄水場に担当課長，課長補佐，担当課長補佐，担当係長又は主任若しくは職長」を、「係」の右に「及び支所」を加える。

第2条中第9項及び第10項を削り、第8項を次のように改める。

8 地域水道課に京北分室担当課長を置くことがある。

第2条中第6項及び第7項を削り、第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 担当部長及び担当課長の職名の前に、管理者が別に定める担当事務の名称を付することがある。

5 総務部に周辺地域対策担当部長を置くことがある。

第3条第4項中「総務部事業所，水道部事業所及び下水道部事業所の長」を「事業所の長」に、「並びに」を「及び」に改め、同条第5項中「担当部長」の右に「，周辺地域対策担当部長」を、「研修担当課長」の右に「，京北分室担当課長」を加える。

第4条第1項中「並びに総務部事業所，水道部事業所及び下水道部事業所の長」を「及び事業所の長」に改め、同条第2項中「総務部事業所，水道部事業所及び下水道

部事業所の長」を「事業所の長」に、「並びに」を「及び」改める。

第5条第2項に次のただし書を加える。

ただし、担当部長又は周辺地域対策担当部長が置かれている場合は、主管事務につき、担当部長又は周辺地域対策担当部長がその職務を代理し、担当部長又は周辺地域対策担当部長に事故があるときは、主管事務につき、課長がその職務を代理する。

第5条第3項中「課長補佐又は係長」を「課長補佐、担当課長補佐、係長又は担当係長」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、担当課長、財産担当課長、研修担当課長又は京北分室担当課長が置かれている場合は、主管事務につき担当課長、財産担当課長、研修担当課長又は京北分室担当課長がその職務を代理し、担当課長、財産担当課長、研修担当課長又は京北分室担当課長に事故があるときは、主管事務につき、課長補佐、担当課長補佐、係長又は担当係長がその職務を代理する。

第5条第4項中「総務部事業所、水道部事業所及び下水道部事業所の長」を「事業所の長」に改める。

第2章を次のように改める。

## 第2章 事務分掌

### (総務部)

第6条 総務部の事務分掌は、次のとおりとする。

#### 総務課

- (1) 局及び部の庶務に関すること。
- (2) 管理者公印の管守に関すること。
- (3) 上下水道事業の苦情処理に関すること。
- (4) 上下水道事業の文書の收受、発送及び保存に関すること。

- (5) 事故処理に関すること。
- (6) 庁内取締りに関すること。
- (7) 企業管理規程、訓令甲その他重要な経営文書の審査に関すること。
- (8) 法令及び例規の解釈に関すること。
- (9) 上下水道統計の統括に関すること。
- (10) 広報に関すること。
- (11) 広聴に関すること。
- (12) 内部監査に関すること。
- (13) 上下水道事業の経営管理の推進、調整に関すること。
- (14) 上下水道事業の経営企画に関すること。
- (15) 上下水道事業の経営計画に関すること。
- (16) 上下水道事業の経営分析及び評価に関すること。
- (17) 用地（疏水運河用地を除く。）に関すること。
- (18) 事業用建物に関すること。
- (19) 営繕に関すること。
- (20) 資器材・防災センターに関すること。
- (21) 琵琶湖疏水記念館に関すること。
- (22) 部内各課の所管に属しないこと。
- (23) その他水道部、下水道部及び水質管理センターの主管に属しないこと。

#### 職員課

- (1) 上下水道局職員（以下「職員」という。）の人事に関すること。
- (2) 公益通報者保護法による公益通報等に係る事務に関すること。
- (3) 職員の労務に関すること。
- (4) 労働組合に関すること。

- (5) 職員の福利厚生及び安全衛生に関すること。
- (6) 京都市上下水道局職員等厚生会に関すること。
- (7) 職員の研修計画の策定及び実施に関すること。
- (8) 人権文化の構築及び人権意識の高揚を図るための調整並びに推進に関すること。
- (9) 職員の倫理の保持に関すること。
- (10) 職員の服務規律に関する指導及び服務監察に関すること。
- (11) 職場におけるセクシュアルハラスメントに関する相談及び指導に関すること。
- (12) 職員の提案に関すること。
- (13) 庁内誌の発行に関すること。

#### 経理課

- (1) 資金計画に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 会計に関すること。
- (4) 国庫補助金に関すること。
- (5) 上下水道事業の金銭及び有価証券の出納保管に関すること。
- (6) 用地、建物等の取得及び処分価額並びに地上物件の移転等に伴う補償額の審査に関する事。ただし、地域水道課に係るものを除く。

#### 用度課

- (1) 上下水道事業の契約に関する事。
- (2) 上下水道事業の検収に関する事。
- (3) 契約に関する調査及び事務の指導に関する事。
- (4) 競争入札等運用委員会に関する事。

#### 営業課

- (1) 上下水道事業に関する市民からの申出の窓口取扱いに関すること。
- (2) 業務統計に関すること。
- (3) 営業所に関すること。
- (4) 水道料金及び下水道使用料の徴収に関すること。
- (5) 予納金の徴収に関すること。
- (6) 水道メーター損失弁償金の徴収に関すること。
- (7) 京都市公共下水道事業条例第22条に規定する概算使用料の徴収及び精算に  
関すること。
- (8) 井戸汚水等の認定に関すること。
- (9) 京都市公共下水道事業条例第17条第4項に規定する認定に関すること。
- (10) 下水道使用料の長期滞納対策に関すること。
- (11) 地方自治法附則第6条第3項の規定に基づく下水道使用料の徴収に関するこ  
と。

#### 情報化推進課

- (1) 情報化の推進に関する調査、企画及び調整に関すること。
- (2) 情報処理システムの総括に関すること。

#### 地域水道課

- (1) 地域水道事業、京北地域水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の調査、計  
画及び実施に関すること。
- (2) 地域水道事業、京北地域水道事業及び特定環境保全公共下水道事業に係る土地  
の取得及びこれに伴う登記並びに地上物件の移転等に伴う補償に関すること。

#### (水道部)

第7条 水道部の事務分掌は、次のとおりとする。

#### 管理課

- (1) 部の庶務に関すること。
- (2) 事故処理に関すること。
- (3) 広報に関すること。
- (4) 原水の確保及び運用に関すること。
- (5) 活性炭の需給調整、検査、管理及び出納に関すること。
- (6) 净水場及び疏水事務所に関すること。
- (7) 管路情報管理システムに関すること。
- (8) その他部内他の課の所管に属しないこと。

#### 企画調整課

- (1) 水道整備事業に係る総合的な企画調整に関すること。
- (2) 水道整備事業に係る統計に関すること。
- (3) 水道施設に関する企画及び調査に関すること。
- (4) 水道技術管理者に属する事務に関すること。
- (5) 水利権に関すること。
- (6) 京北地域水道事業の再整備に係る調査に関すること。

#### 給水課

- (1) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (2) 給水装置工事及び補助配水管工事の指導に関すること。
- (3) 給水装置工事用材料に関すること。
- (4) 水道メーターに係る資器材・防災センターとの連絡調整に関すること。

#### 配水課

- (1) 配水管及びその付帯施設の整備に関すること。
- (2) 配水管の工事の設計（工務課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (3) 配水管の布設に伴う給水装置及び補助配水管の連絡替工事の設計（工務課の所

管に属するものを除く。) に関すること。

- (4) 路面復旧工事の施行及び検収に関すること。
- (5) 配水事務所及び漏水修繕センターに関すること。

#### 工務課

- (1) 水道施設及び配水管の布設に伴う給水装置の連絡替工事の設計に関すること。
- (2) 水道施設及び配水管の布設に伴う給水装置の連絡替工事の施行に関すること。

#### (下水道部)

第8条 下水道部の事務分掌は、次のとおりとする。

#### 管理課

- (1) 部の庶務に関すること。
- (2) 事故処理に関すること。
- (3) 広報に関すること。
- (4) 部に属する諸企画及び事業の審査並びに進行管理（終末処理場を除く。次号において同じ。）に関すること。
- (5) 公共下水道施設の維持管理に関すること。
- (6) 路面復旧工事の施行及び検収に関すること。
- (7) 公共下水道の供用開始に関すること。
- (8) 下水道法による水洗便所への改造命令等に関すること。
- (9) 排水設備及び水洗便所工事の指導に関すること。
- (10) 水洗便所の普及の計画及び実施に関すること。
- (11) 水洗便所築造工事資金の貸付けの承認、決定及び償還金（未納分に限る。）に関すること。
- (12) 水洗便所設置奨励金に関すること。
- (13) 私道内下水道整備に関すること。

- (14) 指定下水道工事業者に関すること。
- (15) 排水設備工事（管理者が施行するものに限る。第17号、第19号及び第20号において同じ。）の費用の調定及び徴収に関すること。
- (16) 排水設備工事のしゅん工検査の費用の調定及び徴収に関すること。
- (17) 排水設備工事の費用の分割納入に関すること。
- (18) 排水設備工事の計画の確認及びしゅん工検査に関すること。
- (19) 排水設備工事の設計、施行及び監督に関すること。
- (20) 排水設備工事の費用の決定に関すること。
- (21) 接続ますの位置設定業務に関すること。
- (22) 雨水貯留施設の設置助成に関すること。
- (23) 管路管理センター、ポンプ施設事務所及び下水道建設事務所に関すること。
- (24) その他部内他の課の所管に属しないこと。

#### 施設課

- (1) 公共下水道施設（管きょ及びポンプ場を除く。）の維持管理に関すること。
- (2) 水環境保全センターに関すること。
- (3) 水質管理センターとの連絡調整に関すること。
- (4) 下水道法による使用の開始、特定施設の設置等に係る届出及び報告の徴収並びに京都市公共下水道事業条例による除害施設の設置等に係る届出に関すること。
- (5) 汚水の処理施設及び除害施設の設置等の調査及び指導に関すること。
- (6) 特別汚水の認定に関すること。

#### 計画課

公共下水道の事業計画、施設計画及び調査研究に関すること。

#### 設計課

公共下水道の拡張工事並びに施設の整備工事及び改良工事の設計に関すること。

(水質管理センター)

第9条 水質管理センターの事務分掌は、次のとおりとする。

#### 水質第1課

- (1) センター及び課の庶務に関すること。
- (2) 事故処理に関すること。
- (3) 広報に関すること。
- (4) 水質浄化過程の試験、調査及び研究に関すること。
- (5) 上水道の水源並びに原水、ろ水及び净水等の水質検査に関すること。
- (6) 水質についての試験、調査及び研究の受託に関すること。
- (7) 給配水管の腐食状態調査に関すること。
- (8) 水道事業用品の純度試験に関すること。
- (9) 水質統計に関すること。
- (10) 净水場及び疏水事務所の水質に係る連絡調整に関すること。

#### 水質第2課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 下水の水質試験、調査及び研究に関すること。
- (3) 下水の水質統計に関すること。
- (4) 水質に係る水環境保全センターとの連絡調整に関すること。

(事業所)

第10条 事業所の事務分掌は、次のとおりとする。

#### 資器材・防災センター

##### 管財係

- (1) 物品資材（水道メーター及び活性炭に関するものを除く。）の需給調整、検査、管理及び出納に関すること。

- (2) 車両及び機械器具の管理に関すること。
- (3) 車両の修理契約に関すること（1件200,000円以下のものに限る。）。
- (4) その他所の庶務に関すること。

#### 量水器係

- (1) 水道メーターの取替えの計画及び指導に関すること。
- (2) 水道メーターの統計に関すること。
- (3) 水道メーターの需給調整及び出納保管に関すること。
- (4) 水道メーターの規格、試験及び修理に関すること。
- (5) 水道メーターに係る給水課との連絡調整に関すること。

#### 営業所

お客さまサービス係（点検係を置く営業所のお客さまサービス係にあっては、第1号から第19号までに限る。）

- (1) 上下水道に関する市民からの申出の窓口取扱いに関すること。
- (2) 給水の開始及び停止に関すること。
- (3) 水道料金及び下水道使用料の徴収に関すること。
- (4) 京都市公共下水道事業条例第22条に規定する概算使用料の徴収及び精算に  
関すること。
- (5) 加入金の調定及び徴収に関すること。
- (6) 予納金の額の決定及び予納金の調定、徴収並びに精算に関すること。
- (7) 水道メーター損失弁償の決定及びその弁償金の調定並びに徴収に関すること。
- (8) 水道メーターの設置及び取替えに関すること。
- (9) 給水装置工事の費用（給水装置の修繕料を除く。）並びに給水装置工事の設計  
審査及びしゅん工検査の費用の調定及び徴収に関すること。
- (10) 給水装置工事の費用の分割納入の承認に関すること。

- (11) 給水装置工事用材料の売却代金の調定及び徴収に関すること。
- (12) 所に属する給水装置用材料の出納保管に関すること。
- (13) 京都市上下水道局会計規程第28条の規定により前渡された貯蔵品の保管に関すること。
- (14) 1件1,000,000円以下の補助配水管工事及び給水装置工事の請負契約及び検収に関すること。
- (15) 取付管新設工事及び排水設備工事の受付に関すること。
- (16) 取付管新設工事の費用の徴収（滞納整理に係るものを除く。）に関すること。
- (17) 水洗便所築造工事貸付金償還金及びその延滞金の調定及び徴収に関すること。
- (18) 給水装置の修繕料及び証明手数料の調定及び徴収に関すること。
- (19) その他所の庶務に関すること。
- (20) 水道の使用水量の決定に関すること。
- (21) 水道料金及び下水道使用料の調定に関すること。
- (22) 京都市公共下水道事業条例第22条に規定する概算使用料の額の決定及び当該使用料の調定に関すること。
- (23) 水道メーターの出納管理に関すること。
- (24) 水道の不正使用の取締りに関すること。

点検係（点検係を置く営業所に限る。）

- (1) 水道の使用水量の決定に関すること。
- (2) 水道料金及び下水道使用料の調定に関すること。
- (3) 京都市公共下水道事業条例第22条に規定する概算使用料の額の決定及び当該使用料の調定に関すること。
- (4) 水道メーターの出納管理に関すること。
- (5) 水道の不正使用の取締りに関すること。

## 料金係

水道料金及び下水道使用料の徴収（未納分に限る。）に関すること。

## 給水工事係

- (1) 給水装置の検査及び補助配水管（消火せんを除く。）の管理に関すること。
- (2) 給水の承認及び給水装置工事の承認に関すること。
- (3) 給水装置工事及び補助配水管工事の施行及び監督に関するこ（水洗便所の設置に伴う給水装置増設工事の監督に関するこを除く。）。
- (4) 給水装置工事の設計審査及びしゅん工検査に関するこ（水洗便所の設置に伴う給水装置増設工事のしゅん工検査に関するこを除く。）。
- (5) 給水装置工事の費用の決定に関するこ。

## 配水事務所

### 事務係

- (1) 所に属する器具、資材及び車両の管理に関するこ。
- (2) 所に属する工事に関する渉外事務に関するこ。
- (3) 工事用資材の出納保管に関するこ。
- (4) 京都市上下水道局会計規程第28条の規定により前渡された貯蔵品の管理にに関するこ。
- (5) その他所の庶務に関するこ。

## 施設第1課

### 施設係

- (1) 配水管及びその付帯施設（加圧設備及び遠隔監視設備を除く。）の維持管理にに関するこ。
- (2) 消火せんに関するこ。
- (3) 断水及び通水の調整に関するこ。

(4) その他所内他の課及び課内他の係の主管に属しないこと。

#### 工事係

(1) 配水管及びその付帯施設の維持・整備工事の施行に関すること。

(2) 配水管の布設に伴う給水装置及び補助配水管の連絡替工事の施行（工務課の所管に属するものを除く。）に関すること。

#### 漏水調査係

(1) 漏水防止計画に関すること。

(2) 漏水の調査に関すること。

#### 施設第2課

##### 施設係

(1) 加圧施設及び遠隔監視設備の維持管理に関すること。

(2) 減圧弁（浄水場内に設置されたものを除く。）の維持管理に関すること。

(3) 電食の調査及び防止に関すること。

##### 浄水場

(1) 取水導水（ポンプ場揚水方式のものに限る。以下同じ。）、浄水、送水、配水（取水池及びその付帯設備のものに限る。以下同じ。）及び排水処理の設備の維持管理に関すること。

(2) 取水導水、浄水、送水、配水及び排水処理の作業に関すること。

(3) 構内の取締りに関すること。

(4) 水質管理センターとの連絡に関すること。

(5) 危険物の取扱いに関すること。

(6) 場に属する器具、資材の出納保管に関すること。

##### 疏水事務所

##### 管理係

- (1) 疏水の用地に関すること。
- (2) 疏水運河、疏水の水の使用に関すること。
- (3) 所に属する収入の調定及び徴収に関すること。
- (4) 所に属する器具、資材の出納保管に関すること。
- (5) その他所の庶務に関すること。

#### 施設係

- (1) 疏水路及びその付属物の維持管理（電気、機械設備を除く。）に関すること（改修の設計、施行を含む。）。
- (2) 净水場の取水、導水施設（浄水場の所管に属するものを除く。）の維持管理に関すること。
- (3) 疏水流量の調節及び測定に関すること。
- (4) 疏水路の取締りに関すること。

#### 設備係

疏水路及びその付属物の電気、機械設備の維持管理に関すること。

#### 漏水修繕センター

#### 事務係

- (1) 所に属する器具、資材及び車両の管理に関すること。
- (2) 所に属する工事等に関する渉外事務に関すること。
- (3) 所に属する工事等の統計に関すること。
- (4) 所に属する工事用資材及び給水装置用材料の出納保管に関すること。
- (5) 京都市上下水道局会計規程第28条の規定により前渡された貯蔵品の管理に関すること。
- (6) 給水装置の修繕料及び給水装置工事用材料の売却代金の調定及び徴収に関すること。

(7) 特別給水に係る料金等の調定及び徴収に関すること。

(8) その他所内庶務に関すること。

#### 技術係

(1) 漏水防止工事の施行に関すること。

(2) 水道メーターの設置及び取替えに関すること。

(3) 給水装置の修繕工事の施行に関すること。

(4) 断水、濁水等に関する広報及び応急給水に関すること。

(5) 特別給水に関すること。

#### 管路管理センター

##### 事務係

(1) 取付管新設工事（下水道建設事務所所管の工事を除く。第4号並びに管理係の項第3号及び第4号において同じ。1件1,000,000円以下のものに限る。）の請負契約及び検収に関すること。

(2) 1件1,000,000円以下の取付管維持工事、雨水ます工事及び小規模工事（京都市水路等管理条例に規定する水路等（市長から受任したものに限る。以下本項、管理係の項及び管路管理センター支所の部において「水路等」という。）の修繕工事を含む。）の請負契約及び検収に関すること。

(3) 取付管及び排水設備の清掃の費用並びに工事負担金の調定及び徴収に関すること。

(4) 取付管新設工事の費用の調定及び徴収に関すること。

(5) 業務統計に関すること。

(6) 所に属する器具、資材の出納保管に関すること。

(7) その他センター又は支所の庶務に関すること。

#### 管理係

- (1) 公共下水道施設（終末処理場及びポンプ場を除く。以下技術係の項及び管路管理センター支所の部において同じ。）の維持管理に関すること。
- (2) 取付管及び排水設備の清掃に関すること。
- (3) 取付管新設工事の設計、施行及び監督に関すること。
- (4) 取付管新設工事の費用の決定に関すること。
- (5) 取付管新設工事の検査に関すること。
- (6) 取付管維持工事、雨水ます工事及び小規模工事の設計、施行、監督及び検査に  
関すること。
- (7) 水路等の維持管理に関すること。
- (8) 排水設備の改善指導に関すること。

#### 技術係

- (1) 排水設備の技術指導に関すること。
- (2) 公共下水道施設の維持工事並びに受託工事の設計、施行、監督及び検査に  
すること。
- (3) 公共下水道施設の建設改良工事（下水道建設事務所所管に属するものを除く。）  
の設計、施行、監督及び検査に関すること。
- (4) 下水道法による行為の許可及び都市計画法による開発行為の協議並びに当該  
許可又は協議に伴う下水道施設等の検査に関すること。
- (5) 私道内下水道の整備に関すること。
- (6) 水路等の改良工事に伴う設計、施行、監督及び検査に関すること。

#### ポンプ施設事務所

- (1) 揚排水関連設備及び遠隔監視設備の維持管理に関すること。
- (2) その他所の庶務に関すること。

#### 下水道建設事務所

公共下水道の拡張工事並びに施設の整備工事及び改良工事の施行に関すること。

#### 鳥羽水環境保全センター

##### 調整課

- (1) センターに属する器具、資材及び車両の管理に関すること。
- (2) 庶務その他センター内他の課の所管に属しないこと。

##### 水処理第1課

- (1) 下水処理施設の維持管理に関すること。
- (2) 水質に係る水質管理センターとの連絡調整に関すること。

##### 水処理第2課

- (1) 下水処理施設の維持管理に関すること。
- (2) 水質に係る水質管理センターとの連絡調整に関すること。

##### 汚泥処理課

- (1) 汚泥処理施設の維持管理に関すること。
- (2) 水質に係る水質管理センターとの連絡調整に関すること。

#### 吉祥院水環境保全センター

- (1) 下水処理施設の維持管理に関すること。
- (2) 水質に係る水質管理センターとの連絡調整に関すること。
- (3) センターの庶務に関すること。

#### 伏見水環境保全センター

- (1) 下水処理施設の維持管理に関すること。
- (2) 水質に係る水質管理センターとの連絡調整に関すること。
- (3) センターの庶務に関すること。

#### 石田水環境保全センター

- (1) 下水処理施設の維持管理に関すること。

(2) 水質に係る水質管理センターとの連絡調整に関すること。

(3) センターの庶務に関すること。

#### 管路管理センター支所

(1) 公共下水道施設の維持管理に関すること。

(2) 取付管及び排水設備の清掃に関すること。

(3) 取付管新設工事の設計、施行及び監督に関すること。

(4) 取付管新設工事の費用の決定に関すること。

(5) 取付管新設工事の検査に関すること。

(6) 取付管維持工事、雨水ます工事及び小規模工事の設計、施行、監督及び検査に  
関すること。

(7) 水路等の維持管理に関すること。

(8) 排水設備の改善指導に関すること。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

##### (関係規程の一部改正)

2 京都市上下水道局電子計算機処理に係るデータ保護管理規程の一部を次のように  
改正する。

第2条第7号中「第1条」の右に「第1項」を加え、「、総務部事業所、水道部事  
業所及び下水道部事業所」を「及び同条第2項から第4項までに規定する事業所」  
に改める。

(上下水道局総務部総務課)